

## 静岡県看護協会看護研究個別支援事業について

静岡県内の協会員に対し、看護研究の指導講師を紹介します。

### 【支援事業の対象】

- (1) 自施設に、看護研究の指導者が不在または派遣依頼が難しい中小規模の施設、訪問看護ステーション、個人病院等の施設に勤務している看護職。
- (2) 東部・中部・西部の各地域から1施設  
\*応募多数の場合は選考となります。

### 【指導回数】

年5回程度とする(1回あたり60分程度)  
\*指導料の半額を協会が助成します。

### 【指導方法】

対面、オンライン、メール、電話等

### 【指導期間】

2025年申請承認後 ～ 2026年3月31日

### 【指導料】

1回4,000円、個人及び施設が指導講師に指導終了月に支払っていただきます。

### 【助成交付の条件】

- (1) 研究代表者は、静岡県看護協会会員であること。
- (2) 研究は個人または共同研究とし、他の助成金を受けていないもの。
- (3) 共同研究は構成員の過半数が会員であること。
- (4) 看護研究の実績を、静岡県看護学会又は他の学会で発表すること。

### 【申請書類】 次項の事業要項を確認してください

- (1) 様式第1号 看護研究個別支援事業交付申込書
- (2) 様式第2号 看護研究申込書

### 【申請期間】

**2025年4月1日(火)～4月30日(水)まで**

### 【申請方法】

申請書類(1)(2)を記入し、下記メールアドレスに添付してお申し込みください。

静岡県看護協会教育研修部 E-mail : [kyouiku@shizuoka-na.jp](mailto:kyouiku@shizuoka-na.jp)

件名 看護研究個別支援事業の申込

\*当事業の対象になりました施設様には決まり次第ご連絡いたします。

(対象施設様には説明会を開催する予定でおりますのでご承知おきください。)

【問合せ先】 静岡県看護協会 教育研修部

TEL : 054-202-1760

E-mail : [kyouiku@shizuoka-na.jp](mailto:kyouiku@shizuoka-na.jp) (代表アドレス)

## 公益社団法人静岡県看護協会看護研究個別支援事業要項

### 第1 趣 旨

静岡県内における看護水準の充実向上を図るため、看護研究を行う協会の会員に対し、看護研究を支援する目的で指導講師を派遣し、派遣に係る費用の1/2を助成するものとする。

### 第2 支援事業の対象

次の各号に掲げる看護研究である。

- (1) 看護実践に直接寄与する研究
- (2) 看護の質の向上に貢献する研究
- (3) 職能団体である協会の組織運営及び活動に寄与する研究
- (4) 職能団体である協会の会員意識の向上を図る研究

### 第3 支援事業の対象施設

自施設で、看護研究の指導者が不在または派遣依頼が難しい中小規模の施設、訪問看護ステーション、個人病院等の施設に勤務している看護職。

### 第4 指導回数

年5回程度とする（1回あたり60分程度）

### 第5 指導方法

対面、オンライン、メール、電話等

### 第6 指導期間

当年度の申請承認後から当年度（翌年）の3月31日とする。

### 第7 指導料

1回4,000円、個人及び施設が指導講師に指導終了月に支払う。

### 第8 助成交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定の条件とする。

- (1) 研究代表者は、静岡県看護協会会員とする。
- (2) 研究は個人または共同研究とし、他の助成金を受けていないものとする。なお、共同研究は構成員の過半数が会員であることとする。
- (3) 看護研究の実績を、静岡県看護学会又は他の学会で発表すること。

### 第9 助成交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 看護研究個別支援事業交付申込書 (様式第1号)

イ 看護研究申込書 (様式第2号)

- (2) 申請期間

当年度の4月1日から当年度4月30日まで

### 第10 交付の取り下げ

看護研究を中止し、または廃止しようとする場合

(1) 提出書類 1部

ア 看護研究個別支援事業中止承認申請書 (様式第3号)

(2) 提出が確認された場合、助成金の交付を取り下げたとみなす。

#### 第11 助成金の手続き

(1) 提出書類 各1部 (ア・ウは必須)

ア 請求書 (様式第4号)

イ 指導講師への講師料の支払い確認について (様式第4号-2)

ウ 看護研究個別支援事業指導記録及び発表予定の学会集会名 (様式第4号-3)

(2) 提出期限

指導が終了(当年度の翌年3月31日)した翌月4月15日まで

#### 第12 助成金の交付

(1) 助成金の交付は助成金の手続きの提出書類を受理した日から起算して15日以内に行う。

(2) 助成金は指導回数の半額とし、上限は1万円とする。

#### 第13 実績報告書

(1) 提出書類 ア1部 イ該当枚数

ア 看護研究個別支援事業実績報告書 (様式第5号)

イ 看護研究個別支援事業実績報告の付表 (様式第5号-2)

(2) 提出期限

研究実績を発表した日から起算して15日以内に行う。

#### 参考資料

資料1 指導講師への公文書

#### 附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年度分の助成金から適用する。

指導期間、申請期間、助成金の手続き、様式第4号-3に関して、令和6年6月24日改訂